

告 示

埼玉県告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により坂戸市から坂戸都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕